

○京田辺市職員事務改善・アイデア提案募集要綱

平成12年6月15日

告示第141号

改正 平成13年9月3日告示第132号

平成18年7月18日告示第135号

平成19年3月28日告示第50号

平成22年5月31日告示第87号

平成24年11月1日告示第172号

京田辺市職員提案募集要綱（昭和61年京田辺市告示第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、広く職員から事務の改善実績の報告及び改善意見の提案を求めることにより、職員の行政運営への参画意欲及び事務効率の向上を図るとともに市民サービスの向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「事務改善制度」とは、事務の改善を行い、その成果を報告する制度をいい、「アイデア提案制度」とは、事務について改善意見の提案を行う制度をいう。

（参加資格）

第3条 職員は、個人又は共同で事務改善制度及びアイデア提案制度に参加することができる。

（事務改善の提出）

第4条 事務改善の報告を行おうとする者は、事務改善報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）に必要事項を記入し、事務改善担当課長に提出しなければならない。

2 事務改善担当課長は、事務改善の内容が次条に定める要件を満たさない場合は、補正又は再提出を求めることができる。

（事務改善の要件）

第5条 事務改善の内容は、次の要件を満たすものでなければならない。

（1） 提出者自らが担当する事務に関するものであること。

(2) 既に実施したものであること。

(事務改善の審査)

第6条 事務改善担当課長は報告書の提出を受けたときは、京田辺市事務改善審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 前項の審査に際しては、その研究、努力及び改善内容並びに創意の程度、経済効果その他の要素を考慮して、公正に評価しなければならない。

(アイデア提案の提出)

第7条 アイデア提案を行おうとする者は、アイデア提案書(別記様式第2号。以下「提案書」という。)に必要事項を記入し、事務改善担当課長に提出しなければならない。

2 事務改善担当課長は、アイデア提案の内容が次条に定める要件を満たさない場合は、補正又は再提出を求めることができる。

(アイデア提案の要件)

第8条 アイデア提案の内容は、未実施のもので、職員自身の創意と工夫に基づく具体的かつ建設的なものでなければならない。

(アイデア提案の審査)

第9条 事務改善担当課長は、提案書の提出を受けたときは、委員会の審査に付さなければならない。

2 前項の審査に際しては、その研究、努力及び改善内容並びに創意の程度、経済効果その他の要素を考慮して、公正に評価しなければならない。

(審査結果の通知)

第10条 第6条及び前条の規定により委員会が審査を行ったときは、委員長は、その結果を市長に報告するとともに、当該報告書又は提案書の提出者に通知しなければならない。

(委員会)

第11条 委員会は、委員長、委員及び特別委員若干名をもって構成する。

2 委員長は事務改善担当副市長をもって充て、委員は事務改善担当部長、事務改善担当副部長、事務改善担当課長及び人事担当課長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ、前項に規定する者以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 4 委員長は、委員会を招集し、会議の進行を図る。
- 5 委員長に事故があるときは、委員のうちあらかじめ指定された者がその職務を代理する。

(ほう賞)

第12条 市長は、第6条及び第9条の規定による審査結果に基づき、別表第1に掲げる区分によりほう賞を行う。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、毎年12月1日現在において過去一年間を通じ、特に改善意欲が高いと認められる課及び職員に対し、別表第2に掲げる区分によりほう賞を行うことができる。

(事務改善及びアイデア提案の公表)

第13条 提出された事務改善及びアイデア提案は、職員一般に公表するものとする。

(アイデア提案の実施)

第14条 市長は、アイデア提案の実施について、必要な措置を関係部課長に命じる。

- 2 前項に規定する指示を受けた部課長は、その実施についての計画及び結果を市長に報告しなければならない。

(権利の帰属)

第15条 事務改善及びアイデア提案に関するすべての権利は、京田辺市に帰属するものとする。

(事務改善及びアイデア提案の奨励)

第16条 事務改善担当課長及び所属長は、事務改善及びアイデア提案活動の奨励に努めなければならない。

(庶務)

第17条 事務改善及びアイデア提案についての庶務は、事務改善担当課において行う。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に提出された職員提案については、第7条に規定する方法により提出されたものとみなす。

附 則 (平成13年9月3日告示第132号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月18日告示第135号)

この告示は、平成18年7月18日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日告示第50号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月31日告示第87号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月1日告示第172号)

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

ほう賞区分	ほう賞内容
特別優秀賞	賞状及び10,000円相当の品
優秀賞	賞状及び5,000円相当の品
優良賞	賞状及び3,000円相当の品
奨励賞	賞状及び1,000円相当の品

別表第2 (第12条関係)

ほう賞区分	ほう賞対象	ほう賞内容
特別賞	課	賞状及び5,000円相当の品
	職員	賞状及び3,000円相当の品